

2014 年度地域安全学会役員選挙の実施

会員各位

2013 年 11 月 20 日
地域安全学会 会長 宮野 道雄

地域安全学会選挙管理委員会の設置について（通知）

2013 年度第 5 回理事会（11 月 15 日）にて、地域安全学会役員選挙規程第 2 条に基づき、下記のとおり選挙管理委員会を設置することを決定しました。

また、次期 2014 年度通常総会をもって任期満了予定の役員は以下のとおりとし、次期 2014 年度通常総会までに、役員選出の選挙を行うことに決定しました。

・選挙管理委員会

委員長 能島 暢呂
副委員長 清野 純史
委員 岩田 孝仁、加藤 孝明、重川希志依

・任期満了予定の役員

（理事）

宮野 道雄、糸井川 栄一、市古 太郎、大西 一嘉、大原 美保、
岡田 成幸、柄谷 友香、佐土原 聡、田中 聡、牧 紀男、松岡 昌志、
村上 ひとみ、森 伸一郎
以上 13 名

（監事）

井野 盛夫
以上 1 名

（参考）**地域安全学会 役員選挙規程**（抜粋）

（選挙管理委員会）

第 2 条 この規程による選挙は、「選挙管理委員会」が、これを管理する。

2 選挙管理委員会は理事会の承認をもって設置し、理事会が推薦する選挙管理委員長と副委員長及び委員数名をもって構成する。

会員各位

2013年11月20日
地域安全学会 選挙管理委員会
委員長 能島 暢呂

地域安全学会役員の選挙日程ならびに立候補届出について（告知）

1. 選挙日程等

地域安全学会役員選挙規程第5条に基づき、役員の候補者の届出日及び投票日、ならびに今回選出する役員の定数は以下の通りとします。

- (1) 立候補者届出日
開始日 2013年11月25日(月) 締切日 2013年12月13日(金)
- (2) 投票日
開始日 2014年2月28日(金) 締切日 2014年3月10日(月)
- (3) 今回選出する役員の所定数
理事16名以内、監事1名（註：2013年度の理事25名、監事2名）

2. 役員の立候補届出

地域安全学会役員選挙規程第6条に基づき、下記により役員の立候補を受け付けます。

- (1) 届出内容
 - ①立候補者の氏名と所属、生年月日
 - ②立候補する役職名（理事または監事）
 - ③推薦人の名簿（3名以上の正会員）
 - ④推薦理由書（推薦人が署名）
 - ⑤連絡先（住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）
- (2) 書式
届出の用紙はA4版とし、書式については特に定めません。
- (3) 届出方法
立候補の届出は、「地域安全学会・選挙管理委員会」宛、簡易書留にて郵送してください。封筒には「役員立候補者届出」と朱書きしてください。
- (4) 届出先
12月8日まで
〒160-0003 東京都新宿区本塩町 21-14 カーサ四谷501号
(株式会社サイエンスクラフト内)
地域安全学会・選挙管理委員会
12月9日以降
〒102-0085 東京都千代田区六番町11番地3 エクサス六番町 401号室
(株式会社サイエンスクラフト内)
地域安全学会・選挙管理委員会
- (5) 届出期間
2013年11月25日(月)から2013年12月13日(金)（必着）

(参考1) **地域安全学会 役員選挙規程** (抜粋)

第5条 選挙管理委員会は、候補者届出開始日とその締切日、投票開始日とその締切日を含め、次期役員の所定数を合わせ、正会員に事前に通知しなければならない。

第6条 役員に立候補する者は、3名以上の正会員よりなる推薦人の名簿と推薦理由書を添えて、選挙管理委員会に届けることとする。

第14条 有効投票数の多い者から、順次所定数に充つるまで当選者とする。

2 有効投票数が同数の場合は、年齢の若い候補者から順次当選者とする。

(参考2) 地域安全学会 定款 (抜粋)

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、20名以上30名以内とする。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の第6条に定める正会員の中から選任する。

(監事の員数)

第21条 当法人の監事の員数は、3名以内とする。

(代表理事等)

第22条 当法人に会長1名、副会長2名を置き、理事の中から理事会において理事の過半数をもって選定する。

②会長及び副会長は、法人法上の代表理事とする。

③会長は、当法人を代表し会務を総理する。

④副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

②代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行代理は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

②監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

②前項の規定にかかわらず、会長たる理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

③任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

④増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

⑤役員（理事または監事）に欠員が生じ理事会の運営に大きな支障があると会長が判断した場合には、会長が必要な役員候補の推薦を行い、理事会に諮り、最も近い総会で承認を得るものとする。会長に推薦され理事会で同意を受けた役員候補は最も近い総会まで役員職務を代行し、総会で承認を受ければ役員に就任する。ただし、総会で承認を得られなければ職務から離任するものとする。

(理事及び監事の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事には、報酬は支払わないものとする。